

第8回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 3 日（木）
午後 4 時 16 分から午後 5 時 57 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 （委 員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井議員、植草委員、小川委員、
小松崎委員、近藤委員、段木委員、中村委員、
福永委員、村尾委員、山本委員
（事務局）大木事務局長 他 11 人
- 4 傍聴者 （議 員）佐々木（友）議員、松井議員、渡辺議員
（一般傍聴者）2 人
（報道関係）2 社
- 5 協議事項及び協議結果
 - （1）予算・決算審査特別委員会 5 分科会審査の検証と評価について
平成 25 年第 3 回定例会から実施している現在の審査方法について、委員から意見を聴取した。主な意見としては、
 - ・ 5 分科会審査は、各委員会における所管審査ができることを評価。財政局特出し審査は、市財政の全体説明である総括説明があるので、必要性を感じない。
 - ・ 5 分科会審査は、さらに専門性を高めるため継続し、傍聴できるように分散開催が望ましい。特出しは、脱財政危機宣言が収束するまで実施すべき。
 - ・ 5 分科会とした目的を認識し、検証する必要があるが、見直しも含め結論を出すのは、まだ早い。今の特出しでは、必要か疑問。
 - ・ 各分科会を専門化した利点を活かし、さらに質的にも深めていくことが重要。特出しは、審査の根幹で議員として把握することが重要であり継続すべき。などの意見が述べられ、これらの意見を会派に報告し改めて次回協議することとした。
 - （2）常任委員会の機能強化について
事務局より①常任委員会の開催状況、②閉会中における審査状況、③委員会内における議員間討議の状況について、政令市の状況を説明後、委員から意見を聴取した。主な意見としては、
 - ・ 何をもって機能強化なのか。今の委員会審査のどこに課題があるのか、どの点が劣っているのか課題抽出されないと解決にならない。

- ・内容や日程を考慮し、できるなら分散開催。
- ・質と量を機能強化すべき。
- ・執行部から提出された議案審査のみで、機能強化を図っていくのは難しい。委員長采配で調査を必要とするものを提示し、積極的な所管調査に取り組むことが重要。
- ・資料では分散開催が多数あるが、本市がどれくらい取り組みたいのか。閉会中審査は、年間を通じてテーマを決め課題解決のために調査研究を進めていくべき。
- ・地方自治法で認められた権限をどう活かしていくか検証すべき。

などの意見が述べられ、次回以降、委員会の機能強化を図るうえで必要なことを協議していくこととした。

(3) 反問権の検討について

事務局より政令市の状況について説明後、委員から意見を聴取した。

主な意見としては、

- ・反問権と反論権は、議会の権能において重要。
- ・執行部が反論できる権利、反論権を認めるべき。

などの意見が述べられ、次回、協議していくこととした。

(4) 委員会中継の検討について

事務局より政令市の状況について説明後、委員から意見を聴取した。

主な意見としては、

- ・費用対効果も考えて、環境を整えるのは設置する部屋が限定されると考えられるが、その場合、「常任委員会の機能強化について」の中での「同時開催、分散開催」の選択肢にこれも入るのかという質問に、委員長より同時並行的に行いたい旨の回答があった。
- ・議会棟の建て替えは、まだ先の事なので、経費が一番かからず、なおかつ、利用できる機材のようなものがあるのかどうか。できるだけ、実施する方向で「何ができるか」を議論したほうが良いのではないかと。
- ・各配信方法の実施しているところの良い点とか、費用対効果といった指標となるものがほしい。

などの意見が述べられ、これらの意見を会派に報告し改めて次回協議することとした。

(5) 次回の開催日程について

第9回協議会は、平成27年12月14日（月）午前10時に開催することとなった。